

政

令

著作権法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十一年十二月二十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 直人

政令第二百九十九号

著作権法施行令の一部を改正する政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十三号)の施行に伴い、並びに著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第三項及び第三十七條の二(これらの規定を同法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)、第四十七條の二(同法第八十六条第一項において準用する場合を含む。)、第四十七條の五第一項及び第四十七條の六(これらの規定を同法第百二条第一項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九條第一項第七号の規定並びに第六十七條第一項及び第二項、第六十七條の二第七項並びに第七十條第八項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。))並びに第百二条第九項第七号の規定並びに同法第百三条において準用する同法第七十條第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 記録保存所(第三条―第七条)」を
第二章 記録保存所(第三条―第七条)
第三章 美術の著作物の譲渡等の申出に伴
第四章 送信の障害の防止等のための複製に
第五章 送信可能化された情報の収集、整理
第六章 著作物の送信の受信に準ずる行為

複製等について講ずべき措置(第七条の二)
係る特定送信等(第七条の三・第七条の四)
及び提供の基準(第七条の五)
(第七条の六)
に、第三章 著作物」を「第七章 著作物等」に、第

八条―第十二条」を「第七条の七―第十二条の二」に、第四章」を「第八章」に、第五章」を「第九章」に、第六章」を「第十章」に、第七章」を「第十一章」に、第八章」を「第十二章」に、第九章」を「第十三章」に、第十章」を「第十四章」に改める。

第一条の三第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、国立国会図書館及び、
「定める職員」の下に「(以下「司書等」という。))」を加え、同項第二号中「次号において」を「以下」に改める。

第二条及び第二条の二を次のように改める。
(視覚障害者等のための複製等が認められる者)
第二条 法第三十七條第三項(法第八十六條第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。))の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(イ、二又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)
イ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七條第一項の知的障害児施設及び盲ろうあ

施設
ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設
ハ 国立国会図書館

二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五條第一項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第二條第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)
ヘ 学校図書館法(昭和二十八年法律第百八十五号)第二條の学校図書館

ト 老人福祉法(昭和三十三年法律第百三十三号)第五條の三の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五條第十二項に規定する障害者支援施設及び同條第一項に規定する障害福祉サービス事業(同條第六項に規定する生活介護、同條第十三項に規定する自立訓練、同條第十四項に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。))を行う施設

二 前号に掲げる者のほか、視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人(法第二條第六項に規定する法人をいう。以下同じ。))のうち、視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。))を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 文化庁長官は、前項第二号の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

(聴覚障害者等のための複製等が認められる者)

二 法第三十七條の二(法第八十六條第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。))の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第三十七條の二第一号(法第八十六條第一項において準用する場合を含む。))に掲げる利用次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第五條第一項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(国、地方公共団体又は一般社団法人等に限る。)

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。))を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第三十七條の二第二号(法第八十六條第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。))に掲げる利用 次に掲げる者(同号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。)

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者(②に掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、③に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。)

(1) 大学等の図書館及びこれに類する施設

(2) 身体障害者福祉法第五條第一項の視聴覚障害者情報提供施設

(3) 図書館法第二條第一項の図書館(司書等が置かれているものに限る。)

(4) 学校図書館法第二條の学校図書館

ロ イに掲げる者のほか、聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 文化庁長官は、前項第一号口又は第二号口の指定をしたときは、その旨を官報で告示する。

第十章を第十四章とする。

第六十五條中「第七十條第二項」の下に「(法第百三条において準用する場合を含む。))」を加える。

第九章を第十三章とし、第八章を第十二章とする。

第五十七條の九中「第九十五條第四項」を「第九十五條第五項」に改める。
第七章を第十一章とする。
第五十七條の二中「第九十五條の二第二項」を「第九十五條の三第二項」に改める。